

第 8 公害防止管理者関係

1 法の目的

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的とする。

2 制度の概要

この法律では、次のように公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者（「公害防止統括者等」という。）を設置し、特定工場内に公害防止に関する専門的知識及び技能を有する者を人的配置することにより公害防止組織の整備を義務付けている。

3 特定工場

特定工場とは、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものをいいます。

(1) 次に掲げる①～④のいずれかの業種に属する工場であること（日本標準産業分類による）

- ① 製造業（物品の加工業を含む。）
- ② 電気供給業
- ③ ガス供給業
- ④ 熱供給業

(2) 次に掲げる①～⑦のいずれかに該当する工場であること

① ばい煙発生施設（※¹）を設置する工場のうち、次に掲げる ①-1 又は①-2 のいずれかに該当する工場であること

区分	工場の種類	工場の概要
①-1	ばい煙発生施設（有害物質を発生するもの）を設置する工場	大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の14の項から26の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場
①-2	ばい煙発生施設（有害物質を発生しないもの）を設置する工場	①-1に掲げる工場以外の工場で、工場の排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生。）が10,000Nm ³ /時以上の工場

※¹ばい煙発生施設：大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設（同表の13の項に掲げる廃棄物焼却炉を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）

② 汚水等排出施設（※²）を設置する工場のうち、次に掲げる ②-1 又は②-2 のいずれかに該当する工場であること

区分	工場の種類	工場の概要
②-1	汚水等排出施設（有害物質を排出するもの）を設置する工場	別表第1に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で、排出水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させている工場
②-2	汚水等排出施設（有害物質を排出しないもの）を設置する工場	②-1に掲げる工場以外の工場で、排出水量（1日当たりの平均的な排出水の量をいう。）が1,000m ³ 以上の工場

※²汚水等排出施設：水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）

別表第1

No	水質汚濁防止法施行令別表第1	備考
1	(第19号) 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
2	(第22号) 木材薬品処理業の用に供する施設	六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。
3	(第23号の2) 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルム現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。
4	(第24号) 化学肥料製造業の用に供する施設	ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
5	削除	
6	(第26号) 無機顔料製造業の用に供する施設	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。

No	水質汚濁防止法施行令別表第1	備考
7	(第27号) 第26号の事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含む物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。
8	(第28号) カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。
9	(第29号) コールドロール製品製造業の用に供する施設	
10	(第31号) メタン誘導品製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。
11	(第32号) 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。
12	(第33号) 合成樹脂製造業の用に供する施設	塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート（PET）の製造の用に供するものに限る。
13	(第34号) 合成ゴム製造業の用に供する施設	テトラクロロエチレンを含む物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。
14	(第35号) 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。
15	(第37号) 第31、32、33、34、35、36号の事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号の石油精製業を除く。）の用に供する施設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。
16	(第38号の2) 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限る。洗浄装置を有しないものを除く。）	
17	(第41号) 香料製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。
18	(第43号) 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	
19	(第46号) 第28～45号の事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。

No	水質汚濁防止法施行令別表第1	備考
20	(第47号) 医薬品製造業の用に供する施設	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
21	(第48号) 火薬製造業の用に供する洗浄施設	ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
22	(第50号) 水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含む試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。
23	(第51号) 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
24	(第53号) ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。
25	(第58号) 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
26	(第61号) 鉄鋼業の用に供する施設	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。
27	(第62号) 非鉄金属製造業の用に供する施設	銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。
28	(第63号) 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設	液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
29	(第63号の3) 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	
30	(第64号) ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
31	(第65号) 酸又はアルカリによる表面処理施設	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。
32	(第66号) 電気めっき施設	カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。
33	(第66号の2) エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	
34	(第71号の5) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	
35	(第71号の6) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	

③ 騒音発生施設を設置する工場

騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にある工場のうち、次の施設を設置する工場であること

No	施設の種類	備考
1	機械プレス	呼び加圧能力が980 キロニュートン以上のものに限る。
2	鍛造機	落下部分の重量が1 トン以上のハンマーに限る。

④ 特定粉じん（※³）発生施設を設置する工場

大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）を設置する工場であること

※³ 特定粉じんとは、石綿のことをいう。

⑤ 一般粉じん発生施設を設置する工場

大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設を設置する工場であること

No	施設の種類	備考
1	コークス炉	原料処理能力50t/日以上
2	鉱物（※ ⁴ ）又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上 （※ ⁴ コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（※ ⁵ ）	ベルトの幅が75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上 （※ ⁵ 鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）
4	破碎機及び摩砕機（※ ⁶ ）	原動機の定格出力が75kW 以上 （※ ⁶ 鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）
5	ふるい（※ ⁶ ）	原動機の定格出力が15kW 以上

⑥ 振動発生施設を設置する工場

振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にある工場のうち、次の施設を設置する工場であること

No	施設の種類	備考
1	液圧プレス	矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941 キロニュートン以上のものに限る。
2	機械プレス	呼び加圧能力が980 キロニュートン以上のものに限る。
3	鍛造機	落下部分の重量が1 トン以上のハンマーに限る。

⑦ ダイオキシシソ類発生施設を設置する工場

ダイオキシシソ類対策特別措置法施行令別表第1 第1号から第4号まで及び別表第2 第1号から第14号までに掲げる施設を設置する工場であること

4 公害防止統括者等の選任について

(1) 公害防止統括者等の選任要件及び役割

① 公害防止統括者並びに代理者

- ・ 工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担う。資格は不要。
- ・ 常時使用する従業員の数が21人以上の特定工場において、選任しなければならない。
- ・ 公害防止統括者を選任すべき事由が発生した日から30日以内に選任し、その日から30日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

② 公害防止主任管理者並びに代理者

- ・ 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担う。資格が必要。
- ・ ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で、ばい煙の排出ガス量が40,000Nm³/時以上であり、かつ、汚水等の排出水量が10,000m³/日以上である場合、選任が必要。
- ・ 公害防止主任管理者有資格者又は大気関係第1種若しくは第3種有資格者であって、かつ水質関係第1種若しくは第3種有資格者から選任することができる。
- ・ 公害防止主任管理者を選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任し、その日から30日以内にその旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

③ 公害防止管理者並びに代理者

- ・ 特定工場における運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等の技術的事項に係る業務を管理する役割を担う。施設の規模・種類に応じた資格を必要とする。
- ・ 特定工場において、選任しなければならない。
- ・ 公害防止管理者を選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任し、その日から30日以内にその旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

原則、二以上の工場について同一の公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任することはできない。ただし、公害防止管理者については、工場相互間の距離、生産工程上の関連、指揮命令系統、当該工場の維持管理について権限を有する者の状況等の基準を満たし、1人の公害防止管理者が2以上の工場の公害防止管理者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでないとしている。

(平成17年3月7日 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第1号)

なお、公害発生施設の区分と、その施設を設置する特定工場において必要とされる公害防止管理者の資格の種類は次のとおりである。

公害発生施設の区分		公害防止管理者の種類	資格者の種類 (注)
①-1 ばい煙発生施設	排出ガス量40,000Nm ³ /時以上	大気関係第1種公害防止管理者	大気1種
	排出ガス量40,000Nm ³ /時未満	大気関係第2種公害防止管理者	大気1種又は大気2種
①-2 ばい煙発生施設	排出ガス量40,000Nm ³ /時以上	大気関係第3種公害防止管理者	大気1種又は大気3種
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上 40,000Nm ³ /時未満	大気関係第4種公害防止管理者	大気1種、大気2種、 大気3種又は大気4種
②-1 汚水等排出施設	排出水量10,000m ³ /日以上	水質関係第1種公害防止管理者	水質1種
	排出水量10,000m ³ /日未満	水質関係第2種公害防止管理者	水質1種又は水質2種
②-2 汚水等排出施設	排出水量10,000m ³ /日以上	水質関係第3種公害防止管理者	水質1種又は水質3種
	排出水量1,000m ³ /日以上 10,000m ³ /日未満	水質関係第4種公害防止管理者	水質1種、水質2種、 水質3種又は水質4種
③騒音発生施設		騒音関係公害防止管理者	騒音
④特定粉じん発生施設		特定粉じん関係公害防止管理者 (大気関係第1～第4種の資格 で代替可)	大気1種、大気2種、 大気3種、大気4種 又は特定粉じん
⑤一般粉じん発生施設		一般粉じん関係公害防止管理者 (大気関係第1～第4種の資格 で代替可)	大気1種、大気2種、 大気3種、大気4種、 特定粉じん又は一般粉じん
⑥振動発生施設		振動関係公害防止管理者	振動
⑦ダイオキシン類発生施設		ダイオキシン類関係公害防止 管理者	ダイオキシン類

(注) 「資格者の種類」欄の「大気1種」は「大気関係第1種有資格者」、「水質1種」は「水質関係第1種有資格者」、「特定(一般)粉じん」は「特定(一般)粉じん関係有資格者」、「騒音」は「騒音関係有資格者」、「振動」は「振動関係有資格者」の略。

